

令和5年7月7日

報道関係者各位

橿原市役所 子ども・健康スポーツ部
子ども政策課

橿原市内の「こども食堂」を応援します

こどもたちへの食事提供や居場所作り、また地域交流の場づくりとしても活動されている橿原市内の「こども食堂」の経済的負担を軽減し、その活動を応援していくため、国からの電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用した「こども食堂に対する物価高騰対策支援金」の支給制度を開始しました。

【こども食堂に対する物価高騰対策支援金 概要】

1. 補助対象事業実施期間

令和5年4月1日から令和6年2月29日まで

2. 補助対象経費

- (1) 食材費、(2) 使用料及び賃借料、(3) 消耗品費、(4) 印刷製本費、
(5) 手数料及び負担金、(6) 保険料、(7) 送料、(8) その他市長が必要と認める経費

3. 補助金額

①②の方法で算出した金額の少ない方を限度額とし、限度額の範囲内で、補助対象経費の合計額が補助金額となります。

①食事の提供等の回数×5,000円（最大30万円）

②食事等の提供等にかかった経費の支出額から寄附金や参加者負担金等の収入を控除した額

※詳細は橿原市ホームページ (<https://www.city.kashiwara.nara.jp>) をご覧ください。

トップページのページID検索で『14180』を入力すると記事ページが閲覧できます。



<本件に関する問い合わせ先>
橿原市役所 子ども・健康スポーツ部
子ども政策課
橿原市内膳町 1-1-60
TEL: 0744-47-2786 (直通)
担当: 門長、西岡、西迫